

私たちの広場

No. **316**

2011年1月24日発行

特
集

地方議会改革



連載

フィンランドのシティズンシップ教育(第5回)

絵
本

福澤諭吉(第5回)

名言の舞台	3
特集 地方議会改革	
○議会改革の現状と課題	4
法政大学法学部教授 廣瀬 克哉	
【事例報告】	
・三重県議会 改革度No.1議会のさらなる挑戦	6
・会津若松市議会 議会基本条例による市民参加型政策形成サイクルの構築・実践	8
・京丹後市議会 市民参加による二代表制の確立を目指して	10
・小松島市議会 議会による事務事業評価システム	11
・福島町議会 夜間・休日議会の現状と課題	12
・開成町議会 議会改革が目指すもの	13
○自治体議会・議員の役割と課題	14
東京大学大学院法学政治学研究科教授 金井 利之	
フィンランドのシティズンシップ教育＜第5回＞	16
「活動的主権者の形成に向けたフィンランドの新たな試み」	
東京学芸大学教育学部講師 渡部 竜也	
時の話題 特別会計	18
海外トピックス オーストラリアの選挙制度	20
メイスイ列島フラッシュ	21
絵本 福澤 諭吉＜第5回＞明治14年の政変	24
協会からのお知らせ	27

投票箱、椅子、女の子などの描写がとても精密で、臨場感あふれる作品です。「選挙するおじいちゃん かっこよかったよ」という独創的な標語と、女の子の視線や表情から、投票するおじいさんへのあこがれの気持ちが伝わってきます。

〈表紙の紹介〉

村上 尚徳

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

大和田 綾子 さん
栃木県栃木市立大平中学校3年生

平成22年度
明るい選挙啓発ポスターコンクール

文部科学大臣・総務大臣賞作品





シヴィック・エデュケーション

市民教育には、正規の学校教育だけではなくて、公共のディスカッション、討議、ディベート、論争なども必要である

米国イエール大学で教鞭をとりアメリカ政治学会の会長も務めたダールは、デモクラシーについての理論に関する数多くの著作を残しています。

戦後を代表する政治学者の一人といえる彼は、国家のような規模の大きい集団では、選挙による代表制デモクラシーによって民主政治が実現されると指摘します。民主政治をよくするのは、それを支える私たちが有権者が何をするのかにかかっていると言うのです。

最近、若者の投票率の低下を危惧する声が、あちらこちらから聞こえてきます。多くの人々は、若者の低投票率は「最近の若者が政治に関心を持たないことが原因」と思っているのでしょうか。たしかにそういった面はあるかと思いますが、しかし、原因は「政治に関心がない」だけなのでしょうか。か

つての日本では、若者が政治と接する機会はたくさんありました。夏祭りの企画や町内の清掃、屋根の雪おろし、これらに参加した時、若者は地域の課題に触れ、様々な世代の人たちとの会話を通じて政治を学んでいました。現代の若者は高学歴ですが、地域の課題とふれあう機会はむしろ減りました。このような「政治的社会化」の変化も、投票率低下の遠因になっているように思えます。

ダールは、『デモクラシーとは何か』の中で、政治を学校で学ぶだけでは十分ではなく、日々の会話や討論の中に有権者として成長する機会があると述べています。選挙の時の啓発だけではなく、ふだんから政治に対して考える場をつくり提供する日々の活動が、投票率向上に大事であることがダールの言葉からわかります。

議会改革の現状と課題

法政大学法学部教授

廣瀬 克哉



平成一八年五月に北海道栗山町議会が全国で初めての議会基本条例を制定してから四年半。その間に議会基本条例の制定は全国に広がり、本稿の執筆時点の平成二二年十二月はじめまでに、四四都道府県の一三八議会が制定するに至った。自治体議会改革フォーラムが二二年三月に行ったアンケート調査では、五八%の地方議会が議会改革に取り組んでいると回答しており、自治体の議会で何らかの改革に取り組んでいないところは、いま少数派となっている。

名古屋市の河村市長が主導して展開された議会リコールの直接請求は、結果が読めない状況だが、多数の市民の署名を集めた。山口県防府市長選挙などで、首長候補の側から議員の定数や報酬の削減が公約に盛り込まれ、有権者の支持を集めるという状況も生じている。これまでの地方議会のあり方について、厳しい評価が多く、議会人の中からも、従来どおりではいけないという認識が広がっている。

議会という機関の姿が見えない

議会に対する評価が厳しい背景には、多く

の住民にとって議会という機関の姿が見えないということがある。地元の議員や、街頭で見かける議員の姿は思い浮かべることができても、議会という機関がどのように仕事をしていて、それにより自治体の政策にどんなメリットがあるのかという点については、なかなか思い浮かべることができないというのが実情ではないだろうか。

また、全国市議会議長会の調査によると、全国八〇六の市議会に一年間に市長から提出された議案の文字どおり九九%が原案のまま可決されている。議案が正式に議会に提出される前に十分な調整がなされているから、このような数字になるということかもしれないが、少なくとも、議会の公式の議事の中で議案が否決されたり修正されたりするのはごくまれである。このような実態からは、議会がはたして機能しているのかどうか見えないといわれても仕方がないだろう。

栗山町議会をはじめとして、近年動き出した議会改革の取り組みでは、議会という機関の姿がもっと見えるように、実際の議会の活動を通して変えていこうとする具体策が実行されているところに特徴がある。その中でも、

中心的な役割を担っているのが「議会報告会」である。

議会報告会の広がり

ここという議会報告会とは、個々の議員や会派が行う議会活動報告ではなく、議会という機関全体として行うものである。議員や会派が、私（たち）はこの議案に賛成だった、反対だったということを、自分たちの支持者に対して報告する会は、以前から多くの議会で行われてきたものだ。それに対して、栗山町議会が宮城県の本吉町議会の取り組みを参考にして始めたのは、議会でのような議論を経て、何が決定されたのか。その決定によって町の政策がどうなるのか、といったことを説明し、住民からの質問や要望に対応するという会である。

議会全体の報告会なので、複数の議員がチームで担当し、「私は反対したけれども可決されてしまった」という説明ではなく、「こういう賛否の議論のうえで可決された」ということを説明することになる。また、議会の審議の中では、提案者である行政の担当者に対して質問をする側にいる議員が、議会報告会の場では、住民からの質問に答えて、政策について説明する側に回ること特徴である。

提案したのが行政側であるとしても、議会が議決して最終決定になるのだから、議決した機関として政策内容について、ちゃんと説明できることが期待される。住民の常識から

都市部にも広がりだした議会報告会（所沢市議会）



考えれば当たり前のことだが、これまでの一般的な地方議会の実態は、提案した行政の側に責任があり、その内容について細かく質問をされても議員が答えられないのは当たり前というのが実情であった。

このように、議会報告会を行うことによって、議員は、自分が何を発言したかということだけではなく、議会の決定事項の内容について深く理解していて、住民に対して説明ができることや、議会が結論を出していく過程で表面化した論点や争点を説明できることが必要なのだと、このことを実感することになる。それは、ひいては議会における議案審査のレベルを向上させ、賛否をめぐる議員間の討議を活発化させることにつながる。結果として、議会という機関の姿を住民の前にくっきりと浮

かび上がらせていくことにつながるのである。

住民の意見要望に議会はどう応えるのか

議会報告会では、住民から多数の意見や要望、相談ごとが出される。住民意見を聞くことを重視して「報告会」という名称を避け、市民との「意見交換会」などの名称を採用している議会も少なくないが、いずれにしても、議会と住民との双方向の場であることにポイントがある。

会津若松市議会は、平成二〇年の六月に議会基本条例を制定し、同年八月から市内一五カ所で市民との意見交換会を行っている。初回の意見交換会で多数の市民要望が出されたが、その中には、個別的な苦情、相談から、政策的な問題提起にいたる、さまざまな種類のものが含まれていた。議会の広報広聴委員会がこれらを整理して、個別に苦情処理として対応するのがふさわしいものと、政策課題の提起として受け止めて議会による政策提案につなげていく必要があるものに区分し、後者については議員間で行う政策討論会で検討していくことになった。

政策討論会で一定の方向性が固まった段階で、市民との意見交換会に報告し、そこで寄せられた意見や要望を踏まえて、政策討論会がさらに政策内容を深めていく。つまり、市民と議会とが政策をめぐってキャッチボールのように意見交換しながら検討が進められていくというしくみである。

ここには、文字どおり「市民の政策機関」としての議会の姿が示されている。市民の声として浮かび上がってきた政策のタネを、議員同士の討議を通して実現可能な政策の形へと育て上げ、そのプロセスで住民とのコミュニケーションを確保しながら、政策を決定するという役割を議会が果たそうとしているのである。もちろん、大規模な行政機構を通して、膨大な事務・事業を執行している地方自治体の政策のすべてについて議会が立案から関わっていくことは現実的ではないだろう。しかし、行政や制度の網の目からこぼれがちな具体的な事例を出発点にもっとニーズに即した政策へと改善していくような点では、住民に直結した政治の機能が発揮される議会という機関の貢献が期待されるところである。

このような活動を通して、議会の存在意義が可視化されていくことが求められており、議会基本条例を活用した各地の議会改革の中からは、そのモデルとなりうる動きが生まれつつあるのである。

●プロフィール ひろせ かつや

1958年生まれ。東京大学法学部卒業、同大学大学院法学政治学研究科博士課程修了後、法政大学法学部助教授を経て1995年から現職。専門は行政学、地方自治。議会改革を目指す自治体議会改革フォーラム代表。主な著書に、『「議員力」のススメ』（ぎょうせい、2010年）など。

改革度No.1議会のさらなる挑戦

三重県議会では、平成七年頃から様々な議会改革を進めてきたが、これまでの取り組み

を後戻りさせることなく引き続き議会改革に取り組むため、三重県議会基本条例を平成一八年十二月に、都道府県議会としては全国で初めて制定した。制定以降の主な取り組みについて紹介する。

開かれた議会運営の実現

・毎月一回の議長定例記者会見の実施

議会情報を発信し、議会活動への関心を高めるため、平成一九年六月から議長定例記者会見を月に一回実施し、インターネットにより生中継・録画配信をしている。

・委員会説明資料のホームページでの公開

平成二一年十二月から常任委員会および特別委員会で配付する資料を、当日の会議開始のおおむね三〇分前に議会ホームページで公開している。

・編集アドバイザー制度の導入

県議会だよりや議会ホームページ、県議会新聞などが、県民により分かりやすいものとなるよう、平成二一年十一月から外部の専門

家を活用する「編集アドバイザー」制度を導入している。

政策決定、政策監視・評価の推進

・会期等の見直し

平成二〇年から定例会の招集回数を年二回に改め、年間会期日数を二四〇日程度に増加したことにより、知事の招集手続きを経なくても議長の判断で随時、本会議を開催できるほか、審議期間を十分に確保できることから議員間討議が充実し、参考人の招致（平成二〇～二一年度で計七一人）や公聴会の開催（平成二〇～二一年度で計二回）などが行えるようになった。また、いわゆる知事の専決処分は、平成二〇年以降は全くない。

独自の政策提言と政策立案の強化

・調査機関の設置（議会基本条例第十三条）

議会における財政の監視機能、提言機能の強化に向け、県財政に関わる問題点とその対応方策について調査を行うため、学識経験者五名以内による「財政問題調査会」を平成二



〇年九月に設置した。同調査会では、地方財政健全化法に基づく財政健全化判断比率等について執行部にヒアリングを行い、委員間で審議を重ねて同年一〇月に第一次答申を、さらに新県立博物館整備計画に係る財政的な影響について調査・審議を行い、同年十二月に第二次答申を提出している。

・検討会（議会基本条例第十四条）

県政の課題に関して議員間討議を交えた調査を行い、政策立案や政策提言を行うために、次の検討会を設置した。

① 政策討論会議：喫緊の政策課題について、県民の視点に立った独自の政策立案や政策提言に関する調査を行い、議員間討議の充実を図ることを目的に、平成一九年六月に設置し、これまでに「福祉医療費助成制度の見直し」や「財政の健全化」などについて検討した。

② 議員提出条例に係る検証検討会：全国の都道府県議会において二番目に多く成立させている一八本の政策に係る議員提出条例について、その条例が議決の意思どおりに運用されているか、県民の意識や社会情勢の変化等を勘案し、県民の視点に立って検証するため、平成二〇年六月に設置し、これまで四本の条例について検証した。

分権時代を切り開く交流・連携の推進

議会改革を目指す全国の自治体が一堂に会

全国シンポジウム



し、地方分権時代にふさわしい自治体議会の在り方と二元代表制を踏まえた改革の方向性について議論し、議会改革についての認識を深めるため、「全国自治体議会改革推進シンポジウム」を開催している。平成二二年八月には、第六回シンポジウムを大阪市で開催し、「地域主権下における自治体制度と議会の役割」をテーマに、地域主権改革の動向や議会内閣制、地域主権下における議会の役割等に

ついて議論し、全国から九四自治体、五六五人が参加した。

事務局による議会サポート体制の充実

議会事務局の実務に従事する機会を提供し、県議会における政策立案の充実に資することなどを目的に、平成二二年九月から公共政策大学院生をインターンシップ実習生として受け入れている（二年で二週間、計二名）。

議会改革の取り組みの検証検討

・附属機関の設置（議会基本条例第十二条）
都道府県議会としては全国で初めて条例による附属機関「議会改革諮問会議」（学識経験者等五人で構成）を設置し、三重県議会がこれまで取り組んできた様々な議会改革について、専門的な立場から外部に評価をしてもらい、さらなる改善・改革に活かしていくこととしている。

諮問会議では、平成二二年一〇月から県議会と関係する県民・市町議会・県職員を対象にした意識調査や、多様な主体との協働による政策を念頭に置いたNPO、大学等の意識調査、議員自身による評価などを行い、平成二二年五月に第一次答申が提出された。

・試行的取り組みとその検証

諮問会議では、六つのテーマでさらに検討を進めるとともに、あわせて試行的な取り組みをすることが提案され、県議会では次の二

つを検討・実施している。

①市町議会との交流・連携：市町議会の高いニーズがある県議会との交流・連携会議について、公募・調整の結果、平成二二年九月に志摩市および南伊勢町を対象に開催し、県議会からは「今後の地方自治制度の中における議会の位置づけ」について、市町議会からは「志摩地域における地場産業の活性化」をテーマに意見交換を行った。

②みえ出前県議会：多様な県民の意見を県議会に取り入れる広聴機能を強化するため、これまで学校を対象に実施していた「みえ県議会出前講座」に加え、一般県民を対象にした「みえ出前県議会」を計二回開催した。第一回目は、平成二二年一〇月に「県議会への女性参画」をテーマに参加者を募集して、第二回目は、「NPOの資金確保」等をテーマに県内のNPO中間支援担当者を対象に、意見交換を行った。

全国からの評価

日本経済新聞社産業地域研究所が平成二二年一〇月に調査・公表した都道府県議会の議会改革度で、三重県議会が第一位となった。

また、平成二二年十一月、第五回マニフェスト大賞において、最優秀議会改革賞を受賞した。

（県議会議長・三谷哲央）

議会基本条例による市民参加型政策形成サイクルの構築・実践

議会基本条例の制定概要

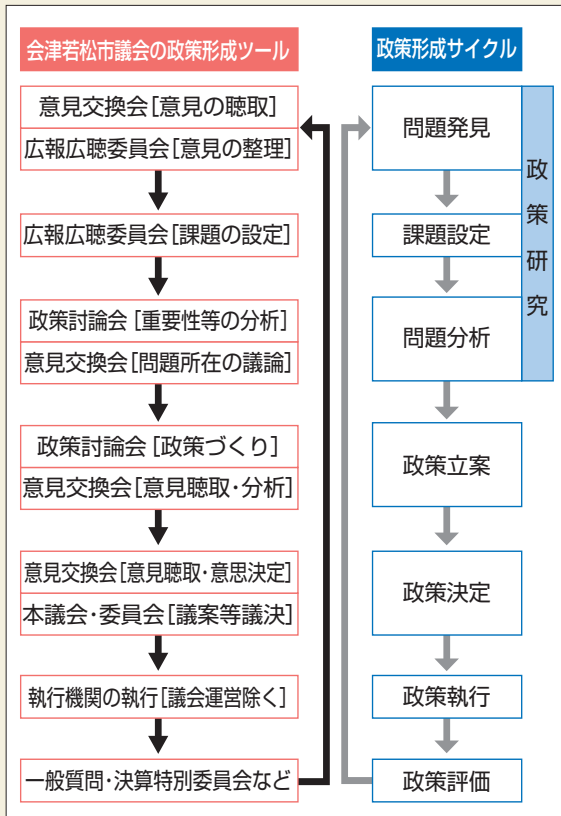
会津若松市議会基本条例は、平成二〇年六月、市議会六月定例会本会議において賛成総員で原案可決された。当市議会の議会基本条例は「市民参加を基軸とした新たな政策形成サイクルの確立と実践によって、積極的な政策形成を行い、まちづくりに貢献していくこと」を目指したものであるが、制定後これまでの二年半は、その実現に向けた「制度づくり」とその「実践」、さらに「制度改善」に努めてきた歩みでもある。

本稿では、議会基本条例により構築した「市民参加型政策形成サイクル」の概要、サイクルの主要な三ツールの概要、主要な成果の一部、政策形成サイクルの拡張と精緻化について説明していく。

市民参加型政策形成サイクルの概要・特徴

当市議会の市民参加型政策形成サイクルとは、一般的な政策形成サイクルを参考とし、そこに、「市民との意見交換会（第五条第四項）」、「広報広聴委員会（第六条）」および「政策討論会（第一三条）」の三ツールを対応

図1 政策形成サイクルでの3ツールの位置づけ



させたものである（図1）。これは「市民



との意見交換会をサイクルの起点とし、そこで交換した意見については、議会が有する『多様な個別意思を統合化する機能』を踏まえ、多くの意見から『問題を発見』するともに、その中から『課題を設定』し、その『問題分析』、『政策立案』、『政策評価』等を通じて、市民意見・要望に応えようとするモデル』である。

その特徴は、モデルとしては一定の単純化を図りつつも、「市民との関係性」も含めたシステムであるという点にある。

このサイクルは、「議会内の政策研究」と、年二回の「市民との意見交換会（地区別）」を通じた市民とのキャッチボールを政策形成サイクルの各プロセスで行うことを可能としている。またこの試みは「市民へのタイムリーな説明責任の遂行」と「交換した意見の政策への反映」を同時に行うことを通じて、「市民意見を後盾にした議会づくり」を実現する側面も有している。一定の全体最適性も確保されたと評価している。

政策形成サイクルの主要三ツールの概要

第一の市民との意見交換会は、他の自治体議会で開催している「議会報告会機能」に「政策形成のための意見交換機能」を加え、さらに、「地区別意見交換会（一五地区）」と行政分野別に行う「分野別意見交換会」の二種類で開催している。

第二の広報広聴委員会は、市民との意見交換会の企画をはじめ、問題発見（意見整理）および課題設定を行っており、「議会内の心臓部」ともいえる機関である。

第三の政策討論会は、全体会・四分科会・議会制度検討委員会の三部で構成されており、問題分析および政策立案

を行う会議である。

政策形成サイクルによる主な実践例と成果

誌面の都合上すべての成果を紹介できないが、最新の成果としては、第一には、平成二年二月に市長が公表した公共施設建替構想（素案）に対し、議会独自で研究・検討を加え、その結果を対案も含めて市民に説明し、意見交換を行った。その結果、議会が市長に構想（素案）の見直しを要請したというものである。

さらに第二の成果は、平成二年八月、最終的に市長は、「強引に進めるよりも住民の意向を尊重する」ととし、構想（素案）の見直しを図った、というものである。

政策形成サイクルの拡張と精緻化

以上のような成果を踏まえ、その後、政策形成サイクルの拡張と精緻化を図ったところである。

まず「サイクルの拡張」については、図1の政策形成サイクルは、市民と議会との関係に重点を置いた制度設計となっていたため、「首長と議会との競争関係」（図2）を取り入れ、政策形成サイクルの「拡張」を図ったというものである。

図2 市長と議会の関係

		量	
		大	小
質	高	執行機関	議会：政策立案
	低	議会：監視&対案	議会：追認

る。

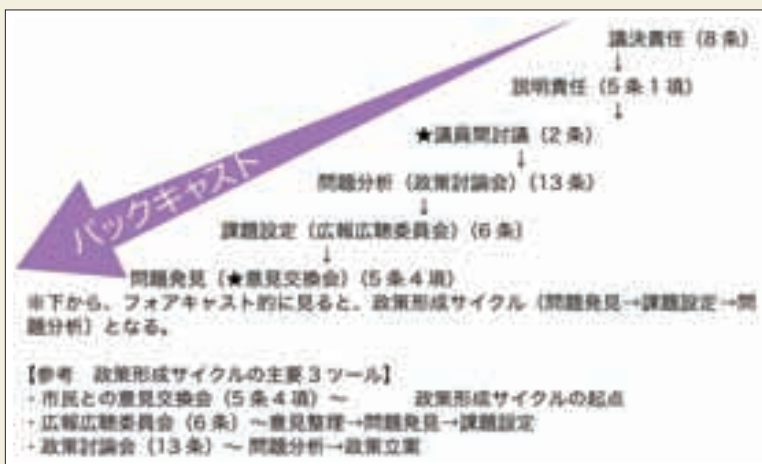
これは第一には、経営資源に優れるリーダーとしての執行機関に対して、従来追認的な地位に安住していた議会が、今後は適切に監視を行い、必要に応じて対案も出していこうとする考え方である。

その上で第二には、監視を通じて得た「ニッチ（すきま）な政策情報」をいかして、政策立案を行っていかうという考え方である。これは、監視と政策立案の二機能を二律背反の関係としてとらえるのではなく、相乗効果的に果たしていくためのモデルであり、図1の政策形成サイクルを、首長との関係で拡張し、より有効に回すための補助機能的なモデルとしての位置付けにあるものである。

次に、サイクルの精緻化である。議会基本条例第八条では議決責任を規定し、説明責任を媒介として、間接的に議決に関する政治的・道義的責任を規定している。そこで、議決責任を重く受けとめ、議決責任からバックキャスト（将来像から遡り現状を改革する手法）的に議会活動のあり方を考えることで、「議決責任遂行」↓そのためには「説明責任遂行が必要」↓そのためには「説明責任遂行を明示し、サイクルの精緻化を試みたものである（図3）。

精緻化の意義は、将来の議決責任からバックキャスト的に政策形成サイクルをとらえることによって、議会（そして個々の議員）がより真摯に市民に向き合い、議会基本条例の

図3 議決責任による議会活動のあり方



最終目標「まちづくりと市民のため」の議会活動への志向を強めていこうとする点にある。

成果と今後の課題

会津若松市議会では、政策形成サイクルを確立（制度化）し、そのサイクルを活用して政策課題に取り組み（運動化）、さらに、その結果をサイクルの「拡張と精緻化」という形での制度改善（制度化）につなげてきたが、今後ともこのような取り組みが継続できるよう努力していきたい。

（議会事務局）

市民参加による 二元代表制の確立を目指して

議会改革は市民主体

京丹後市では、議会改革を進めるにあたり、議員だけで議論するのではなく市民の意見も取り入れようと、その過程に市民の参加を求め、有権者の5%を対象としたアンケートや七会場での市民懇談会、公募による公聴会と二回のパブリックコメントを実施した。これらで得られた多くの意見を基に議論を重ね、より市民に身近で参加できる議会であるために必要な条例として議会基本条例を制定している。

そして、制定後の市民参加の取り組みとしては、議会の説明責任と市民との意見交換のための議会報告会を定例議会後の年四回六会場で開催し、議会・行政に対して市民が自由に発言する機会を確保している。また、会場を固定することなく市民が参加しやすいように地区を移動して開催している。

ほかにも、適宜必要に応じて各種団体等との懇談会の開催や参考人制度の活用、陳情における陳情者の発言の機会など、議会と市民の繋がりは強いものとなっている。

すでに、インターネットによる議会のライブ中継・録画配信などの情報公開は進めていたが、議会が市民のもとに出向くなど直接対

話により、議員間で市民の意見や課題が共有され、議会での議員の発言にも生かされているのは、改革の大きな成果と考えている。

重要な計画の議決（執行部と責任の共有）

市民参加とともに、地方自治法上、議会の議決を義務づけられていなかった行政の重要な各種計画を、議決に加えたことも大きな改革である。計画については条例制定後、市立病院改革プランを初めとして、すでに各種計画については一三計画を議決しているが、当初は計画の審査のあり方などを手探りで進めている状態でもあったので、ここでは『総合計画後期基本計画』を一例として挙げておきたい。

後期基本計画の審査においては、行政全般にわたる将来の方向性を定める重要な計画であることから、全議員で構成する特別委員会を設置している。

その審査においては、前期基本計画の評価、継続性、その後の課題認識などに重点を置いて、まず委員会で審査を行い、その後各常任委員会の所管事務に分割した三分科会に分かれて、それぞれ分野別に三日間にわたって審



査と自由討議（議員間の議論）を行った。

また予算・決算の審査においても、各常任委員会での調査活動の成果を生かせるように全議員で特別委員会を設置して取り組んでいる。また、後期基本計画の経験を踏まえ、各分科会での意見等指摘事項をまとめて、議会代表（議長、特別委員長、各分科会座長）と企画総務部による委員指摘事項の確認と取り扱いについて二回の協議を行い、協議による追加・訂正等の結果について特別委員会での報告の後、そこでの意見をもとにさらに訂正を加え、討論、採決を行い、賛成多数で可決している。

約一〇〇時間をかけた審査の結果は単なるチェックではなく、議員からの一六一項目の提言のうち一一九項目が盛り込まれた後期基本計画がスタートしている。

現在、本市議会では、学校再配置基本計画および個別実施方針が審査中であり、市民の関心も高く、合わせて請願二件と陳情七件を審査しているが、単に計画の審査だけではなく市民の意見をしっかりと聴き、議会として情報を公開し説明責任を果たしながら判断をしなければならぬことを自覚している。

議会・議員には市民から多様な意見が寄せられ、一方で意見を言わないがしっかりと見ておられる市民もあり、行政・議会を取り巻く社会変化の中にあつて課題も多いが、市民と共に成長する議会として、市民主体の取り組みをさらに進めていかねばならない。

（市議会議員「前議長」大同衛）

徳島県 小松島市議会

議会による事務事業評価システム

小松島市は、財政の硬直化が進み、赤字再建団体に転落寸前であるとの認識から、厳しい財政チェックを実施し、市長、財政担当者

に対して議会の意思を提言し、次年度の予算編成に反映させるべく、平成二〇年六月定例会において、決算認定のあり方について検討に入った。

これまで、十二月定例会で審議・議決していた決算認定を前倒しして九月定例会において行い、その結果を一〇月から進められる次年度予算編成作業に反映させることとした。

一般会計・特別会計（国民健康保険特別会計、競輪事業特別会計、住宅新築資金等特別会計など八特別会計）、企業会計（自動車運送事業会計、水道事業会計）のすべての会計決算審査・認定については、議員側、行政側双方に大きな負担を伴うものであり、特に行政側の負担は大きく、行政側の協力なしではなしえない状況であったが、幸い議員出身の現市長の決断もあり実施することができた。

この決算審査のツールとして、「議会による事務事業評価システム」を考案・導入した。その作業については、本年九月議会における決算審査を説明すると次のようになる。

①市が実施した二二年度の全事務事業（一

般・特別会計事業二九六事業、企業会計

事業六事業）計三〇二事業のリストを議会に提示、②このうち、議会として精査すべき事業として十一事業を選定、③この十一選定事業について、執行部が事務事業評価シートを作成し、自己評価し、議会に提出、④全議員で構成する「予算決算常任委員会」において、各議員の意見を調整の上、「議会としての事務事業評価書」を作成、⑤「議会の事務事業評価報告書」を次年度以降の予算編成の参考資料として市長に提出。

議会としての評価判定は、①「拡充」、②「現状のまま継続」、③「改善・効率化し継続」、④「見直しの上縮小」、⑤「終期を設定し終了」の五段階に評価した。議員間の意見集約については、行政側退席の上、「自由討議」の手法も取り入れた結果、意見がほぼ一致した項目が多かったが、一部の意見が分かれた項目については少数意見も付記した。

昨年の「事務事業評価報告書」を踏まえ、執行部では新年度予算案にあわせて、今年三月定例会に「議会評価報告書に対する予算反映等改善書」を提出した。それによると、市営バス事業における「老人バス優待事業」に



ついて、議会が、利用券の配布など利用者数を勘案した事業費とすべきであるとして「改善」との評価をしたことを受け、乗降調査を実施し、その結果を基に業務委託料を決めるなど、一定の成果が出ていることがうかがえる。

また議会では、二〇年三月定例会において可決した「議会基本条例」第九条において、重要政策について、政策の発生源や総合計画との整合性、財源措置、将来にわたるコスト計算など、七項目の資料提出を市長に求めている。執行部では、三月定例会に条例に沿った二二年度の「政策等形成過程説明シート」を提出、これにより企業経営というPDCAサイクルができることとなる。

今後の課題としては、事務事業評価シートの評価基準項目の見直し等、不断の改善を加え、より一層の政策反映を執行部に迫るためのシステム全体のメンテナンスを続けることが必要である。

市民には、年二回、計十二会場（各小学校単位の公民館）で行われる「議会報告会」において、意見、提言、批判等をいただいている。

結論として、この「議会による事務事業評価システム」の成果としては、各議員の事務事業など政策に対する認識を深め、市政のあるべき姿を議員それぞれが思い描くことが可能となり、また、市職員の意識改革が大きく進んでいることを私は確信している。

（市議会議員「議会改革特別委員会委員」出口憲二郎）

夜間・休日議会の現状と課題

平成十一年から全国の先進事例を参考にしながら「気がついたことから、できることから」を合言葉に取り組んだ議会改革の集大成として、二一年四月に議会基本条例を施行した。

その中の重要な柱の一つとして住民との「情報共有」を位置づけ、「わかりやすく町民が参加できる議会」をめざして、左記の事項などを規定している。

これらの項目は、住民と議会・行政との協働を行うための必須アイテムとしている。

この中で、いろいろと課題のある⑨の夜間・休日の会議開催の課題等について、福島町の取り組みの一部を紹介する。

なぜ夜間・休日議会の傍聴者は減少するのか

夜間・休日議会の開催は、当初から回数を

「わかりやすく町民が参加できる議会」
(議会基本条例の関係事項の抜粋)

- ① すべての会議を原則公開
- ② 議案、調査資料等の情報提供
(HPでは事前公開)
- ③ 「議会への参画を奨励する規則」の制定 (傍聴規則の全面改正)
- ④ 議会報告会の開催
- ⑤ 「議会、議員の自己評価」、「議会白書」の公表
- ⑥ 採決態度の公表
- ⑦ 政務調査費の公表
- ⑧ 議長、副議長を志す者の所信表明の実施
- ⑨ 夜間・休日の会議開催など

重ねるごとに傍聴者が少なくなるとい

他自治体の状況などを検討した結果として、一八年までは開催していなかった。夜間・休日会議に替える方策として、会議ビデオの貸し出しや議会だより、ホームページでのきめ細かな会議情報の提供を行っていた。

しかし、住民との懇談会では、理由の如何にかかわらず、夜間・休日会議開催の強い要望を受けて、一九年三月議会から一年に一度の「夜間議会」を開催して、四年を経過している。

その状況は、一九年五一一人、二〇年一七人、二一年一四人、二二年二三人となっていて、一九年の最初は、三〇席の傍聴席が満席でロビーのテレビ中継を見た方もいた。やはり他の自治体と同様に最初は珍しさから盛況であったも、しだいに傍聴者が少なくなりつつある。

その時の様子を伝えた新聞は「傍聴に応える議論」と題して、「傍聴しやすい環境を整えること以上に、議論の中身を充実させなければならぬ」と主張し、「厳しい財政状況など自治体を取り巻く環境が厳しい今だからこそ、議会には住民が傍聴に訪れたくなるような議論を期待したい」と結んでいる。



傍聴しなくなるような議会となりつつあるか

見える議会・行政を目指して「情報の共有」を十一年から進めてきたことは述べたが、これまで課題となっていたインターネットの映像放映も二一年十二月から配信していて、これでほぼ住民との「情報共有」の基本的な事項の整備は終わったと考えている。

次の段階は、単なる情報共有からしっかりと討議できる議会にならなければならない。議員間の討議は当然のこと、議員と説明員、そして最終的には住民を参画者として位置づけた議会での住民との討議を目指しているものである。

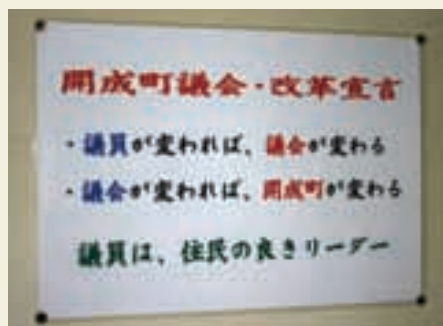
しかし、前述の新聞記事が指摘しているように、議会基本条例で規定している議員間討議もいまだ満足する実態ではないことも事実である。議会・議員は住民が選んでくれた自分たちに対して、議会の役割を十分に果たしているから、議会で頑張っているから傍聴に来なくても安心して任せてくれていくという考えで本当にいいのだろうか。

開かれた議会づくりを進めて十一年を経過した今、再び真正面から向き合わなければならない大きな課題である。

今年には四年に一度の選挙が行われる。「地方政府」を担う議会になるためには、議員を選ぶ住民の責任も大きい。豊かなまちづくりの実現に向けて大事な年である。

(議会事務局)

議会改革スローガン



議会では、二〇年に議会改革推進委員会を組織し、一般質問の答弁骨子の提示や一問一答方式を採用。また、「通年議会」の試行や「議会基本条例」の制定に

神奈川県 開成町議会 議会改革が目指すもの

開成町は神奈川県西部に位置し、人口一万六千人、面積六・五km²の県内で最も面積が小さいまちである。議会では平成一七年二月、町制施行五〇周年を記念し、より多くの住民に議会活動を知ってもらうため、初の「日曜議会」を開催。翌一八年に議員定数検討委員会を設置したところから議会改革の機運が高まってきた。また、「議会だより」で議案に対する議員一人ひとりの賛否の掲載、県内でも初の常任委員会への複数所属制の導入などを行い、二〇年二月には、「開成町議会・改革宣言」としてスローガンを制定した。スローガンは、議員がつねに議会改革を意識できるように、議会事務局や全員協議会室などに掲げている。

向けた取り組みについて協議を開始し、

翌二一年三月から九月末までの二一二日間の会期で通年議会の試行に踏み切った。

二一年十二月定例会で、定例会の回数を年四回から年一回とする「定例会に関する条例」を制定。翌二二年一月五日に開催した一月会議で、会期を同日から十二月二八日までの三五八日間とする通年議会を本格的にスタートさせた。

通年議会の導入は全国で四番目、県内では初。そのメリットとして、①会期に制限されてきた議会活動の幅を広げることができ、議会が主導的・機動的に活動できる、②いつでも委員会の所管事務調査ができ、委員会活動が充実する、③議案の提案・受理がいつでもできる、④議長が必要に応じて議会を招集することができる。そのほか、首長による専決処分を限定化できることも特徴である。

また、議会の役割の明確化や開成町議会独自の議会運営ルールを定めるため、議員手づくりの八章二〇条だての議会基本条例を二二年三月会議で制定。前文では「町民と歩む協働型議会を目指す」と宣言し、「町民参加を



基本とする開かれた議会の実現」を目的として掲げた。

通年議会の試行期間に議会では、町長による逆質問制度（いわゆる反問権）や議会報告会も試行的に実施。議会報告会は、町民・自治会・各種団体等から広く意見・要望を聴く機会を設けるため、また、議会の説明責任を的確に果たすため、二一年から実施しており、報告会の企画・立案をはじめ、進行・運営・会議録作成等はすべて議員が行っている。

二一年は自治会長、昨年は初めて町民を対象に開催。貴重な意見をいただき、今後の議会活動に活かしていくことを議会全体で確認した。

開成町の議会改革が目指すものは、議会が町民・行政と一体となって、豊かなまちづくりに貢献すること。そのためには、議員の資質を向上させ、「開かれた議会」「議会の活性化」の実現が求められる。通年議会・議会基本条例・議会報告会はその第一歩になると考えている。

（議会事務局）



議会報告会

自治体議会・議員の役割と課題

東京大学大学院法学政治学研究科教授

金井 利之



分権型社会の自治体議会・議員の役割

地域住民が自主的に地域課題を解決できる分権型社会のためには、地域住民の代表者である自治体議会・議員の役割は非常に大きい。市町村といえども、多くの場合には、かなりの人口を抱えるため、地域住民がすべてを自ら直接に会議をして物事を決めるといふことは現実的ではないし、望ましくもない。そもそも、個々の住民は、職業生活、家族生活、社交生活など、様々な役割を負っているのだから、自治体運営という政治生活、あるいは地域課題の解決のために公共生活に割ける時間と心技体の労力は限られている。分権型社会とは、同時に分業社会である。こうして、代表者である自治体議員の役割が発生するのである。

では、自治体議会・議員の役割は何であろうか。住民の利害の反映、首長などの行政へのチェック、条例制定という自主立法、政策形成、議論というフォーラムの形成など、いろいろな役割が考えられる。これらの役割は、いずれも重要であるが、最も重要な役割は、自治体における問責→答責関係を形成する機能である。自治とは、地域の実情に応じて多様な意思決定を可能にするという実体面もさることながら、住民が自治体という統治機関を民主的にコントロールできるといふ手続面も重要なのである。自治体議会・議員の役割とは、自治体における地域民主主義（ローカル・デモクラシー）を機能させることである。

地域住民が直接に自治体の意思決定に関わることを避けるという代表民主主義は、単に自治体での人口が多いから、一堂に集まって議論できないからという技術的な要因だけから制度化されたのではない。もっと重要なことは、問責主体である住民とは別個の説明責任（＝答責）を負う人間を分離させ、問責→答責の関係を成立させるためなのである。

もし、地域住民が直接に皆で話し合ってしまったことが、あとになって不適切であると分かったら、どのようにするのであるか。もちろん、地域住民が改めて直接に皆で話し合っただけで、「間違っていたから改めよう」と決めればよいことである。しかし、過去の過ちは「自己責任」として諦めるしかない。そして、このような「総懺悔」に陥れば、自分自身の過去を自己否定することになるので、かえって、将来に向けて必要な虚心坦懐な方針転換

ができなくなる。地域住民は、自分で自分を問責し、自分で答責することは、なかなか出来ない。自分で自分のことを問責するという「自己責任」が本当の自治だという考え方もあるが、それは一種の理想論であり、人間の本性には合致しない場合がある。制度論は、人間の本性に沿った現実論に立脚しなければならない。地域住民が最終的な「主権者」＝究極的問責者であるためには、自分自身が答責する立場に立つてはいけないのである。

二元代表制の意義

このときに現実的な制度論として考案されてきたのが、代表制民主主義という仕掛けである。地域住民は、間違った決定をした代表者を責任追及（＝問責）することによって、政策的転換を可能にするのである。いわば、地域住民は自らの責任を代表者に転嫁することによって、自縄自縛から逃れて、そのときどきで適切な政策決定を自由に行うのである。こうした地域住民は自治に値しない「無責任」な存在であろうか。しかし、地域住民が責められるがあまり、過去に呪縛されて、現在あるいは将来に必要な政策的転換ができないことの方が、より無責任である。地域住民は誰からも責められてはいけないのである。地域住民が、国の官僚や、マスコミや、学者などから「自己責任を取れ」などと責められているようでは、自治のある分権型社会とはいえない。他人から自己責任を求められ

るのは自治ではなく他治である。もちろん、失政のツケは地域住民に及ぶ。しかし、それは政治的な帰責ではないのである。地域住民は「自分が悪かったのだ」と自責の念を持つてはいけない。むしろ、将来に向けて今を考えるべきなのである。これが、代表民主主義という政治制度の知恵である。

このように、地域住民から責めを問われる代表者は、現代日本の自治体では首長と議会・議員という二タイプがある。これを二元代表制という。過去の失政に関しては、首長も代表として責められる立場にある。だから、首長だけでもよいのではないか、なぜ、議会・議員は存在しているのか、という疑問が湧くであろう。

第一に、首長を日常的に問責する主体が必要であり、それを議会・議員に委ねるという分業を行っている。自治体議会審議の基本的スタイルが、議員が首長などの理事者側に対して質疑を行い、理事者側が答弁を行うというものになっているのは、この現れである。議員同士で議論することは、首長への問責という観点からは、意味がない。だから、かつての本会議場は、質問議員が同僚議員達の座っている方向に向かって演壇があったわけであるが、これは的外れということで、対面式議場に改革されつつある。同僚議員に質疑をしても意味がない。答責をすべき理事者側が馬耳東風になるだけである。

第二に、より深刻なことは、地域住民は現

職首長を問責しにくいという構造があることに起因している。失政をしている現職首長を地域住民は問責したいことがある。実際、首長選挙で現職首長に対抗馬を立てることや、解職請求などを行うことで、現職首長は問責される。しかし、その過程ではつねに首長は現職として存在しているのである。地域住民は、とにかく目前の状況を改善させようとすれば、現職首長に要望・陳情するしかない。そうすると、現職首長が執行権という権力を握っているがゆえに、実際の生活がある地域住民は、現職首長を日常的に問責しにくいのである。

そこで、もう一つの間責の回路が必要である。このため開かれてるのが、議会・議員である。曰く、首長をきちんと監視しなかった、議員は全く政策形成をしておらず怠慢である、予算も首長の言いなりで、議員提案条例もほとんどない、云々。首長が失政したときには、地域住民からは、首長本人だけではなく、首長を問責する責任を負っている議会・議員が問責される。そして、そのこと自体は、日常的に、議会・議員が首長に失政をさせないように、きちんと質疑してチェックをさせるインセンティブにもなっている。要は、地域住民が直接に首長を問責すると角が立つから、議会・議員というワンクッションを置いて、問責を円滑に進めるのである。

自治体議員の課題

自治体議会・議員とは、地域住民に対して

自治体運営に関して責任を負う代表者である。地域住民に代わって、議員の仕事が適切に進められているかを問責する主体も必要である。これは、第一義的には同僚議員の相互問責によってなされてきた。議員が複数いなければならぬのは、議員を問責するのは他の同僚議員が必要だからである。さらには、近年では、反問権によって、首長からも議員は問責されるようになりつつある。そして、当然ながら、四年に一度の選挙による地域住民からの直接の問責を受けるし、ときにはリコールにも晒される。このように、議員職はなかなか厳しい職である。

しかし、議会・議員は、地域民主主義において、問責答責関係を成立させるための天職である。つねに責任関係のなかにあるから、精神的にも肉体的にも厳しい仕事である。自治体議員の課題は、議員の役割を正確に認識して、地域住民全体の利益のために首長や他の議員を果敢に問責しつつ、他の議員や首長から問責されることを受け入れることである。

●プロフィール かない としゆき

1967年生まれ、1989年東京大学法学部卒業。1992年、東京都立大学法学部助教授。1994年から96年、オランダ国立ライデン大学客員研究員。2002年、東京大学大学院法学政治学研究科助教授を経て、2006年より現職。専門は自治体行政学。主な著書は、『自治制度』（東京大学出版会、2007年）など。

活動的主権者の形成に向けた

フィンランドの新たな試み

東京学芸大学教育学部講師 渡部 竜也

社会科カリキュラムの理念と 現場の授業実践のズレ

前回（連載第四回）の原稿で筆者は、フィンランド政府が、フィンランドの主権者教育は主知主義的傾向があり、ヨーロッパの他国と比較しても必ずしも健全な市民の育成に繋がっていないとの認識を示していることを指摘した。このことは、本連載の第二回、第三回において永田忠道氏が紹介された国際教育到達度評価学会（IEA）の市民性に関する国際比較調査の結果からも伺え、この結果を踏まえて永田氏は「フィンランドの『市民的知識と技能』は優れているが、政治的関心はそれほどでもない」と結論づけておられる（連載第三回）。

このIEA調査の中でも特に注目すべき結果に次のものがある。学校において「国や地方の選挙に投票することの重要性を学んだか」どうかについての質問に対して、フィン

ランドでは「学んだ」と回答した子どもたちが三四％に過ぎないという事実である。前回示したように、フィンランドは、主権者形成を最終目的として、政治的経済的社会的諸課題を総合科学的に分析し、判断していく教科（日本でいうところの「現代社会」に近い性質の教科）として「社会科」を七年生から九年生に必修科目として設定しているはずである。フィンランドはナショナル・カリキュラムで、社会科の教科的性質を次のように規定する。「社会科の教育的役割は、児童生徒を社会の活動的かつ責任のあるプレーヤーに育成するように導いていくことである。義務教育である七年生から九年生までの社会科は社会の構造や機能、そして市民が社会に影響を与える機会に關しての基礎的な知識と技能を提供していくことが求められる。こうした教育の目的は、児童生徒が賢明で民主的な市民として成長することを支援することであり、社会的行動と社会に影響を与える民主的活動を彼ら

に経験させることである。」

また社会科では、その中核となる内容の大項目として「共同体の一員としての個人」「個人の福祉」「政治への影響と意思決定」「市民の安全保障」「金融」「経済学」「経済政策」が設定されており、人権問題から国防、交通、金融や財政などの諸問題、選挙制度の問題やメディアの政治報道の問題など広く取り扱うことが求められている。国や地方の選挙に投票することの重要性についても、そして国や地方の政治制度についても、「政治への影響と意思決定」で学習することになっている。

こうしたことを踏まえると、先ほどの三四％というIEA調査の結果は、驚くべき結果である。

しかし、こうしたフィンランドの現状を解く鍵も、前回筆者が示したタンペレの中学校で見た社会科の授業の中にあるのかもしれない。筆者が見学した授業は、社会科の大項目「経済学」の部分に当たると思われる。経済学の理論を受講者たちに理解させるといった授業であり、教師が豊富な資料とスライドを活用して、すべての受講者たちが理解できるように高度に組織化された授業であった。ただし、このように社会諸科学の理論を教授するような授業展開は、あくまで社会科の「基礎的な知識と技能」に当たる部分に過ぎないはずである。

ただ、もしこれが実は大項目「経済学」だけではなく、「共同体の一員としての個人」



をはじめ、「社会科」のあらゆる箇所でもなされているとしたら、つまり、ナショナル・カリキュラムが謳っている教科の理念「社会の活動的かつ責任のあるプレーヤーの育成」と、実際に現場でなされている授業に大きな隔たりがあり、多くの場合、社会諸科学の理論や解釈の教授そのものが目的化され、そのことに社会科の大部分の時間が割かれているとすれば、IEA調査の結果は必然的であったといえるかもしれない。

青年参加プロジェクト

フィンランドではリップボネン首相の呼びかけのもと、青少年の市民性向上を目指した「国家青年参加プロジェクト」が二〇〇二年に立ち上げられた。このプロジェクトでは、学校現場を中心に「社会参加型学習」「社会参加型活動」を積極的に導入していくことに力を入れ、同時に全国の良質な社会参加型学習や活動の実例を収集して、広くその情報を国内の教師やその他関係者に伝えるような試みを始めている。

このプロジェクトは、フィンランド教育省が全面的に財政的支援をする中で、地方の教育委員会とフィンランド青年共同組織が中心

になって学習や活動の企画を行い、その実施を試みている。

この実例報告を見てみると、職業体験型教育の事例が多く紹介されている。フィンランドにおいて「社会参加」とは、主権者としての政治的参加を意味するだけでなく、職業人として労働市場に参加することも意味しており、むしろこちらへの参加を促すことの方が、喫緊の課題となっている。というのもフィンランドの青年の離職率は高く、日本以上にニートの存在が深刻な社会問題となっているからである。ただし、ここでは主権者形成の点にかかわりたいので、この種の実例は割愛する。

行動的市民の形成を目指す活動の実例としては、ロバニエミ市の青年議会の事例を紹介したい。ロバニエミ市では生徒会が毎年青年議会（生徒総会に当たる）を開き、生徒会活動の予算案や規則、年次計画などを決める。この点は日本の生徒会と同じであるが、ロバニエミではその後、青年議会で決定した年次計画や予算案について、青年議会の代表者が実際に市議会と交渉する。青年議会の代表者はこの他にも、市議会の議長や市の役人たちと定期的に会談し、学校環境の改善やその他現状の政策について説明を求めたり、異議申立てや交渉をしたりすることが出来るようになっていく。

こうした青年の社会参加型活動は、ロバニエミ市の政策に大きな影響を与えるまでになっていると報告書は述べている。直接市議会と交渉することが出来るようになったこと

で、生徒たちの市政への関心は急速に高まり、青年議会は学校の予算や環境についての異議申立てだけでなく、その他市政への意見表明もするようになったとされ、そのことは二〇〇六年のロバニエミ市と周辺地域の合併などの形になって現れたとされる。

少年法改正

さて、フィンランドのこうした教育改革を支えているもう一つの要素が、少年法の改正である。同法の第八条で「地域や地方の若者の仕事や政策に関する事柄についての議論に参加していく機会を若者たちは保障されなくてはならない」といった条文が加わった。地方分権の推進と並行して、地方議会などへの若者の参加を促すことで、地方自治体の運営強化を狙うというものである。

その結果、学齢期の子どもたちにも実際に政治参加の機会を与えようとするロバニエミのような地方自治体も登場し、そのことが子どもたちの市民性向上に一役買っているのである。

子どもたちに政治家へ手紙を書かせたり、ロビーイング活動を体験させたりしても、それが「ごっこ」である以上、子どもたちはなかなか本気にはならない。フィンランドは、実際に政治参加をさせる機会を保障することで、子どもたちを本気にさせ、市民性向上を図ろうとしている。こうしたフィンランドの試みは今後も注目には値するのではなからうか。

時の話題

特別会計

行政刷新会議の事業仕分け第三弾前半戦で注目を集めた特別会計。一般会計と並ぶ「国の財布」でありながら、これまでほとんどスポットライトは当たらず、ばく大な埋蔵金があるとの見方も一部にはあった。特別会計の今と改革の動きを追った。

*

特別会計（特会）とは国の財政で、一般的な歳入歳出（一般会計）と区分する必要がある場合に設けられる会計のことを指す。

政府は、国の財政状態や全体の収支の把握を容易にするため、予算を一本化する「単一会計主義」を原則としている。

このため、財政法一三条で「国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする」と、特別会計を設けることを認めているものの、同条二項では「…一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする」とし、特会の設置を一般会計と区分して経理する必要がある場合にだけ認めている。一般会計と区分する大きな理由は、受益と負担の関係や事業ごとの収支を明確にするためと考えればよいだろう。

では、日

本の特別会

計の現状は

どのような

なっている

のだろう。

平成二二年

度予算の場

合、一八の

特会が設け

表 特別会計の種類と名称

1. 事業特別会計

(1) 企業特別会計

- ・ 国有林野事業特会

(2) 保険事業特別会計

- ・ 地震再保険特会
- ・ 労働保険特会
- ・ 年金特会
- ・ 農業共済再保険特会
- ・ 森林保険特会
- ・ 漁船再保険及び漁業共済保険特会
- ・ 貿易再保険特会

(3) 公共事業特別会計

- ・ 社会資本整備事業特会

(4) 行政的事業特別会計

- ・ 登記特会
- ・ 食料安定供給特会
- ・ 特許特会
- ・ 自動車安全特会

2. 資金運用特別会計

- ・ 財政投融资特会
- ・ 外国為替資金特会

3. その他

(1) 整理区分特別会計

- ・ 交付税及び譲与税配付金特会
- ・ 国債整理基金特会

(2) その他

- ・ エネルギー対策特会

ろうか。

一般会計は、財務省が査定するもの、政府全体で所管するものといえるが、特別会計は少し異なる。例えば、食料安定供給特会は農水省、森林保険特会も農水省、社会資本整備事業特会は国交省など、一つの省庁で所管している場合が多い。もちろん、交付税および譲与税配付金特会（内閣府、総務省、財務省）やエネルギー対策特会（文科省、経産省、環境省）のように複数の省庁が共管しているケースもあるが、多くは一つの省庁が所管している。このため、時には「省庁の財布」などといわれ、予算の中身があまり表に出ないだけでなく、事業を行う外郭団体などが官僚の天下り先になるなどの問題点が指摘されている。

もちろん、憲法では、財政処理の一般原則として「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならぬ」（八三条）と規定されており、特会も国会で審議され、承認される必要がある。

省庁の財布

なかでも最も多いのは(2)の保険事業特会で、「地震再保険」「労働保険」「年金」「農業共済再保険」「森林保険」「漁船再保険及び漁業共済保険」「貿易再保険」――の七つの特別会計を設けている。一つの特別会計の中でも、さらに区分して経理する場合には、それらを「勘定」と呼んでいる。

民主党政権は特別会計を見直すことにより埋蔵金を発掘し、マニフェストで公約した事業の財源にすることを目指した。その作業が今回の事業仕分けとなったわけだが、では、特会にはなぜ埋蔵金があると考えられたのだ

つまり、例外を除けば、特別会計も一般会計と同様に扱わなければならない、予算編成でも各省庁の概算要求を受けて財務省が査定し、一般会計と併せて国会に提出するなど、一般会計と特会には基本的な違いはない。

しかし、国会審議されるといっても、実際には特会に焦点が当たることがあまりなく、マスコミも、一般会計の内容は詳しく報じて、特会については紙面を割くことがほとんどない。こうしたことも、国民が特会についてあまり知識がない一因となっているだろう。

今回の事業仕分けをめぐっても、国の一般会計の歳入歳出額約九二兆円（平成二二年度当初予算ベース）なのに対し、特別会計の規模は全体で約三七〇兆円などの報道があった。もちろん、特会の歳出総額とすれば間違っているが、実はこの歳出総額の中には、一般会計と特会、特会相互の重複が含まれている。

これは、企業にたとえるなら、倉庫から工場への材料の持ち出しや工場同士の間での製品の移し替えといった内部取引などに当たるもので、そうした各会計間の繰り出し、繰り入れを除いた特会の歳出純額を見ると、約一七六兆円となる。

隠れ借金も

また、もう一つ誤解されがちなことは、特別会計には埋蔵金が隠されているという点だ。確かに特会には「剰余金」（歳入額と歳出額の差）や、「積立金」（一会計年度内に支出

せず、一般の現金と区分して保有、運用する特別の資金）と呼ばれる資金がある。

平成二〇年度決算ベースで見ると、国債整理基金特会で一六兆五千万円、外国為替資金特会で三兆四千億円、年金特会で二兆四千億円などのように剰余金が出ている。また、積立金では年金、労働保険、地震再保険の三特会で一九三兆八千億円の積立金を保有している。

しかし、これらの剰余金や積立金のはほとんどは将来の年金支払い等への備えに使うもので、他の事業の財源に流用できるものではないのが実態だ。

一方、特別会計には借金もある。例えば、交付税及び譲与税配付金特会では地方自治体への地方交付税の原資の借入れを行っているため約三五兆円、国有林野事業特会でも約一兆三千億円の借入金がある。

聖域への切り込み

一〇月に行われた「特別会計」の事業仕分けでは、四日間にわたり全一八特会と各特会の勘定、事業を検証した。その結果、貿易再保険、社会資本整備事業、森林保険の三特会を廃止、食料安定供給など三特会を統合などと判定した。

所管庁が固いガードをし、歴代政権が手を出せなかった「聖域」に手を付けた結果となり、事業仕分けとしての一定の成果を挙げたといえるが、特別会計の数を少なくしただけとの批判もある。また、今回廃止、削減とした

事業の財政効果を合計しても、一兆四千億円程度（国費ベースで約四三〇〇億円）である。

廃止とした特会の中でも注目されるのが社会資本整備事業特会だろう。同特会の空港整備、治水、道路整備、港湾、業務の五勘定はすべて廃止し、空港を除く四勘定は一般会計化すると判定した。

堤防から市街地側に二〇〇～三〇〇メートル盛り土をし、決壊しないよう強化する「高規格堤防」として首都圏などで行われている「スーパー堤防」も廃止となり、港湾、道路、治水各事業の平成二二年度予算要求額は一〇～二〇％削減するよう求めるなど、公共事業の仕組みの大幅な組み替えを突き付けた。

しかし、国交省や地方自治体からの反発も予想される。馬淵澄夫国交相は一〇月二十九日の記者会見で、社会資本整備事業特会の廃止判定について「社会資本整備は重点計画の見直しに取り組んでおり、必要な公共事業を明らかにする。その上で事業費そのものが議論される。一〇年度予算で総額一五・三％削減しており、必要な事業は必要としっかり要望していきたい。一五・三％圧縮は地方に相当の迷惑をかけた。貴重な意見として承りながら、必要な部分はしっかり要求する」と早くも牽制している。

特別会計は法律に基づいて設置されているため、国会での審議が不可欠となる。ねじれ国会の中で、実際に廃止できるかどうかは今後の国会審議に委ねられる。

オーストラリアの選挙制度

イギリスで戦後初めて保守党と自由党による連立政権が発足しました。イギリスの下院の選挙制度は小選挙区制ですが、自由党は比例代表制の導入を主張しています。保守党は連立協議にあたって「より死票を減らす方向での小選挙区制の改正」に合意しています。一方、前政権党の労働党は、自由党との連立を模索するにあたってオーストラリアの下院の選挙制度を参考にしようとなりました。今回は複雑なオーストラリアの選挙制度について紹介します。

連邦議会

連邦議会は上院と下院の二院制



です。両院は、法案の可決に、事実上同等の権限を持っています。両院とも、選挙権・被選挙権は一八歳以上で、一八歳以上の国民は連邦選挙人名簿に登録しなければなりません。

連邦議会の議席数は表のとおりで、労働党と自由党および国民党からなる保守連合との二大勢力が拮抗しており、昨年八月に実施された総選挙ではどの党も過半数を獲得できず、労働党が緑の党と無所属議員を取り込み、政権を担当しています。

	上院	下院
労働党	31	72
保守連合	34	73
緑の党	9	1
無所属	2	4
計	76	150

下院の選挙制度

下院議員の任期は三年で、定数は一五〇です。有権者数がほぼ同数になるように全国を一五〇の選

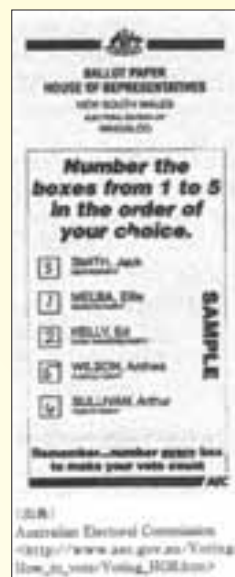
挙区に分け、各選挙区から一人ずつ議員を選出する小選挙区制ですが、投票方法や当選人の決定方法は日本やアメリカ、イギリスとは大いに異なる独特なもので、「優先順位付き連記投票制」と呼ばれています。

まず選挙人は、投票用紙に記載された全候補者に対して、「1」「2」「3」と優先順位を付して投票します（投票用紙参照）。第一順位に指定されている票で有効投票総数の過半数を得た候補者がいる場合には、その候補者が当選人となります。過半数を獲得した候補者がいない場合には、最も得票の少なかった候補者を第一順位とした票を取り出し、それらの票がそれぞれの第二順位に指定している候補者に移譲します。これでも過半数を獲得する候補者がいない場合は、その次に得票の少なかった候補者の票を同じように移譲していく、過半数を獲得する候補者が出るまでこの手続きを繰り返します。

そのため、票の再配分には何日も、時には何週間もかかることがあるようです。

上院の選挙制度

上院議員の任期は六年（ただし、北部準州および首都特別区から選出される議員の任期は三年）で、三年ごとに半数を改選します。総定数は七六人、各州（州の数は六）の選出議員数はそれぞれ十二人、北部準州および首都特別区はそれぞれ二人となっています。各州等を単位とする一種の比例代表制で、有権者が各候補者に優先順位を付けて投票することもできますが、ほとんどの有権者は政党に投票し、当該政党の得票が、当選基数（改選議席数に一を加えた数で総有効投票を除して得た数＋一）に達すること、当該政党の候補者名簿の順位に従い当選人が決定します。



下院選挙の投票用紙



動に協力してくれており、その関係から今回参加が実現しました。

応募作品の約四〇%を中学生の作品が占めますが、十一月二二日から二六日まで、市立

〈町田市〉大学生がポスター審査員に
東京都町田市では、明るい選挙啓発ポスターコンクールへの応募作品が近年増える傾向にあり、二二年度は八〇五点も提出されました。審査に若者の感性も活かそうと、審査員として小沢一彦・桜美林大学教授（政治学）のゼミの学生二人と「二〇祭まちだ」（成人式）の実行委員三人が参加しました。両グループともこれまで折々に啓発活



町田第一中学校の二年生六人が職場体験として選管事務局で働いており、参加賞を応募校に送るための封入作業を行いました。また、市内にある国際版画美術館で、一月八日から三〇日まで作品展を開催します（この美術館では東京都のポスター展も十一月下旬に行われました）。

〈横浜市イノプロ〉地域デビュー応援フェア

横浜市の選挙啓発学生団体イノプロプロジェクトが十一月二八日に、「若者は、選挙に行かないせいで、四〇〇〇万円も損してる!」の著書で有名な森川友義・早稲田大学国際教養学部教授を講師に迎え、トークショー「みらいを照らすあなたの一票」を開催しました。横浜市主催の自治会やNPOの活動を紹介するイベント「地域デビュー応援フェア」の一企画として実施されました。会場は地下鉄みなとみらい駅と直結されている、超高層オフィスビルやショッピングモールなどがある複合商業施設内のイベント広場です。

企画、出演者との交渉、当日の司会・運営等、すべてメンバーが行いました。講師は「統計的に見ると、若い人も政治知識では負け

会場からの質問



ていない」
「選挙権を一八歳に引き下げても大丈夫」と若者の奮起を呼びかけました。会場はコンコースに囲まれており、設置されたパイプ椅子に座った人たちの他にも、道行く人たちが立ち止まって聞いていました。この模様は横浜市民放送局というインターネットテレビでも配信されました。

〈三重県〉青年選挙講座

三重県選管・明推協は、十二月十一日に津市で青年選挙講座グリーンエイジミーティングを開催し、大学生や県の若者選挙啓発ボランティア「ライトスタッフ」のメンバーなど約三〇人が参加しました。プログラムは、学生団体「Vote代表の原田謙介さんによる講演「若者と選挙」Voteの活動を通して」とワールドカフェ「若者の投票参加を語る!」です。

ワールドカフェとは座談会形式の新しいワークショップで、組織変革やまちづくりなどで活用され

ています。結論を出すことが目的ではなく、対話を通じて気づいたことや思いが、講座後の日常生活や活動につながることを期待するものです。四人一組で長机一本を囲んで座り、一ラウンド二五分程度話し合い、机に貼られた模造紙に気づいたことを自由に書き込みます。終了後に決めたホスト役以外は席を移動し、次のラウンドとして新しい人たちと話し合います。ホストは第一ラウンドで印象に残った話などを新しいメンバーに伝え、話を続けます。模造紙には新しいトピックやそのつながりを加えていきます。第一、二ラウンドのテーマは「あなたにとって、選挙や政治とは、何だと思いますか?」、第三ラウンドのテーマは「若者の投票参加を増やすために、あなたにできることは何だと思いますか?」でした。第四ラウンドは元の場所に戻って三ラウンドを振り返り、付箋紙に「今日の感想」と「明日からやってみようかなと思うこと」を書き出します。

最後に行われた全体セッションでは、振り返りとして全員で各グループの模造紙を見て回り、「政治を身近に」「家庭での一言」な



ど、気になったキーワードに「あっぱれシール」を貼っていきました。意見を共有するためにホワイドボードに

貼りだした付箋紙には、「政治家を巻き込んで話し合いたい」「大學生の住民票を移す運動を始めた」などと書き込まれていました。

〈松山市〉学生を投票立会人に

愛媛県松山市では、十一月二八日に県知事選挙と松山市長選挙が行われました。市選管は期日前投票所を百貨店のいよてつ高島屋、フジグラン松山、松山三越に設置するとともに、投票立会人には松山大学と愛媛大学の学生、延べ一八人を起用しました。

市選管で若者の投票率向上について、甲斐朋香・松山大学法学部准教授と小佐井良太・愛媛大学法文学部総合政策学科准教授との話し合いを持ったことがあり、その縁から協力を得て実現したものです。投票事務にも約三〇人の学生

が起用されています。

〈茨城県〉中学生が一日選管委員

茨城県選管は、明るい選挙啓発ポスターコンクールで県の入選作品に選ばれた中学生九人を、十二月十一日投票の県議会議員選挙における一日選挙管理委員に任命しました。十二月五日を県内全域で一斉に街頭啓発を行う「統一啓発デー」とし、つくば市にある県下最大規模のショッピングセンターで、コンクール表彰式と一日選管委員任命式を行いました。その後、中学生は啓発グッズを配りながら、投票参加を呼びかけました。人気のゆるキャラの力も借りようと、茨城県の「ハッスル黄門」、土浦市の「つちまる」など県内七体のゆるキャラを集めた「いばらきご当地キャラ啓発隊」も結成されました。十二月四日には水戸市



にあるシヨッピンゲセンターで、明るい選挙啓発キャラクターのめいすいくんに

よる任命式が行われ、親子連れの買い物客の注目を集めました。

〈滋賀県〉明るい選挙出前講座

滋賀県選管は、小学校高学年、中学校、高校、特別支援学校の児童生徒を対象に、選挙の仕組みを説明する講演と模擬投票とを内容とする明るい選挙出前講座を、年間五回程度実施しています。平成二〇年度から希望校で実施していますが、今年度は県立新旭養護学校（高島市）、彦根市立小学校四校で実施しました。

模擬選挙では県選管職員二人が候補者となって、理想の給食メニューを争点に立候補演説をしました。一人は体に優しいヘルシーメニューとして「豆腐ハンバーグ」を、片や元気になれる楽しいメニューとして「牛肉ハンバーグ」を提案しました。本物と同規格の投票用紙で本物の投票箱に投票するのはもちろん、投票所の受付、名簿確認、投票用紙の交付、開票、集計も児童が行いました。児童からは、「選挙を体験できてよかったです」「などの感想がありました。」

〈広島県〉小中学校で選挙出前講座

広島県選管・明推協は、小学校、中学校の児童生徒を対象に、選挙



滋賀県出前講座・開票作業

の大切さなどを説明する講演と模擬投票とを内容とする出前講座を、年間六回程度実施しています。はじめに県選管職員が選挙権の歴史、若者の投票率の低さなどについて説明し、「選挙がこれからの日本や県、市をつくる」とその大切さを話します。児童生徒の興味を引くために導入部で映像を見せます。小学校では明るい選挙推進協会作成のアニメ「うるまでのGO!GO!選挙」を、中学校では同じく協会作成のショートムービー「希望の党」を使用します。その後、実際と同じ手順、実際に使用されている投票箱を使つての模擬投票を体験させます。十二月一七日に、全校生徒八八人が参加して行われた三原市立幸崎中学校での出前講座では、講座終了後に次期生徒会長を選ぶ選挙が行われ

ました。

〈若手県〉

若年層に対する選挙に関する意識調査

岩手県選管は、「政治的関心と参院選の投票行動」「啓発」「若年層の低投票率」に関する意識調査を実施し、一月に結果をホームページに掲載しました。対象は県内に居住する二〇歳代の男女二九六四人とし、調査期間は昨年九月七日から一〇月二九日までで、八八三人から回答がありました。市町村選管から対象者に調査票を郵送し、対象者が県選管に返送する、郵送調査方法で実施しました。

調査結果の一部を紹介すると、「投票に当たり特に重要だと思う情報」との質問に対し、「候補者の政見やマニフェスト」が二七・八%で最も高く、次いで「投票日」が一八・三%、「投票制度のわかりやすい説明」が一・二・八%でした。「最も効果的な啓発は」との質問に対し、「テレビ・ラジオのCM」が三〇・三%で最も高く、次いで「テレビ番組（地元テレビ局の地域情報番組等）」の一七・九%、「新聞広告」の九・九%でした。若年層の投票率向上策を問う質問に対しては、

「期日前投票の利便性向上」が一七・四%で最も高く、次いで「インターネットでの選挙運動を可能にする」の一七・〇%、「学校教育の場で、政治や選挙の重要性を教える」の一六・八%でした。

県選管はこの調査結果を踏まえて統一選の啓発事業を組み立てるとともに、県明推協に設置されている「投票率アップ研究会」では常時啓発事業の検証に役立てています。

〈大和市〉政治と選挙の意識調査

神奈川県大和市選管・明推協は、「生活・政治に関する意識」「選挙時の投票行動に関する意識」「投票参加啓発に関する意識」「外国人の参政権に対する意識」に関する意識調査を実施し、昨年十二月に結果をホームページに掲載しました。対象は市内に居住する満二〇歳以上の男女一〇〇〇人とし、調査期間は十月六日から十一月五日までで、郵送調査法により四八六人から回答がありました。

対象者の抽出、質問紙の印刷、封入、回答の集計、分析などは、業者に発注せずにはば選管が行い、質問項目は県選管と明推協の企画部会が話し合って決めます。

調査結果では、国政に関心があ

ると回答したのは八七・〇%と非常に高く、その理由として「自分の生活に密接な関係があるから」が五八・四%、「政治に関心を持つことが民主政治には必要だから」が三一・七%でした。国政に関心がないと回答したのは一二・九%で、その理由として「個人の意見は政治に影響を与えないから」が五三・一%と半数以上を占めました。投票へ行く理由を尋ねると、「投票することは国民の権利であるから」が六二・三%で最も高く、次いで「選挙は生活に密着しているから」が四六・六%となっています。

〈神戸婦人有権者連盟〉

創立六十周年記念式典

神戸婦人有権者連盟は、神戸市内で毎月一回、日本と世界の政治をテーマに勉強会を行ってまいす。毎回抄録も作成・配布し、諸問題の正しい把握と判断力を養い、有権者としての自覚を向上させるよう努めてきました。その活動は昭和二六年の婦人参政権実現を機に始まり、十二月には一二〇人を超える参加者を得て創立六十周年記念式典を開催しました。六十年の歴史をフォトムービーで振

り返ったあと、「二一世紀、世界の中の日本」をテーマにシンポジウムを行いました。コーディネーター、パネリストには、講師として勉強会を支えてきた谷口弘行・神戸学院大学元学長（国際政治学）、森脇俊雅・関西学院大学教授（政治学、兵庫県明推協会会長）、方蘇春・聖泉大学教授（応用経済学）、荻原俊洋・神戸大学教授（日本政治外交史、国際政治）を迎えました。日本は経済や教育について外向きであるべきと、「難民受け入れ」や「中国との関係」などについて、議論が繰り広げられました。参加者からも多くの質問が出されました。

神戸婦人有権者連盟シンポジウム



連盟では六十周年を期して公式サイト(<http://klwv.webfc2.com>)を立ち上げ、「日本について真剣に討議する場として活動に参加してもらいたい」と、若者へのPRにも努めています。

～一身独立して一国独立す～

ふく ざわ ゆ きち
福澤諭吉



第5回 明治14年の政変

画／藤原良二

明治10年代
全国で自由民権運動が
高揚してくると
官と民の対立が激しく
なっていました

官民の非生産的な対立は
国の将来にはプラスに
ならないとして
両者の調和の道を
探ろうとしました

諭吉は
官尊民卑を打破し
民にもっと権限を
与えることを主張
しましたが……

官権横暴!

専制を許すな!

明治12(1879)年に刊行した
『民情一新』という本では
日本が求めるべきモデルは
イギリスであると主張しています



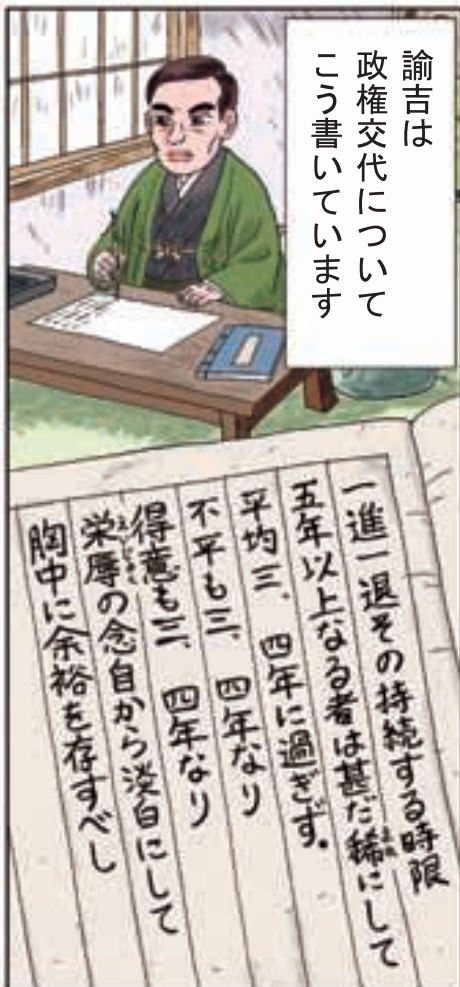
イギリスは
立憲君主制をとり
選挙で多数をとった
政党の党首が首相となる
議院内閣制をとっています

特に「保守」と「進取」の二大勢力が
国民の支持によって政権を交代する
二大政党制を優れた制度として紹介しました

保守

進取

諭吉は
政権交代について
こう書いています



一進一退その持続する時限
五年以上なる者は甚だ稀にして
平均三、四年に過ぎず。
不平も三、四年なり
得意も三、四年なり
榮辱の念自から淡白にして
胸中に余裕を存すべし

諭吉は
産業革命以降の世界で
情報伝達のあり方が
大きく変化したことに
着目していました



これまでの「芋虫」が
「蝶」になったとたとえ
極端な反体制論が瞬時に
巨大な力となって噴出し
世の中に大きな混乱を
もたらす可能性を
不安視しました

議院内閣制による
平穏な政権交代は
「多事争論」の中に
国民の意思を反映しつつ
意見対立が極端に
過激化もしない
大変優れた制度であると
考えたのです



大隈は
伊藤博文や
井上馨とともに
諭吉と協力して
イギリス流の国作りを
進める計画を内密に
進めようとしていました



当時
政府においても
議會制度や憲法の検討が
開始されており
この諭吉の考えに
最も近かったのは
政府の有力者
大隈重信でした



ところが
政府内では主導権争いが激しくなり
同じ頃発覚した官製談合疑惑をめぐり
民権運動による政府攻撃が非常に激しく
なるなど政界は騒然としていました



明治14年10月
大隈および親しい官僚
さらに慶応義塾出身の官僚が
突如そろって政府から
罷免される事件が発生
これを「明治14年の政変」と
呼びます

政府は同時に
「国会開設の勅諭」を發布
10年後に議会を開設すると
約束しました



政府内では
議会の力が弱く君主の権限が大きい
保守的な国作り すなわちプロシアを
範とする主張が次第に力を増し
大隈と諭吉が政府転覆を企んでいるとの
流言も飛んで 大隈は力を失っていきま



以後政府では
プロシアをモデルとする
国作りを進め
明治22年の「大日本帝国憲法」発布
翌年の議会開設へと進んでいきます



この政変により
諭吉は大きな挫折を味わい
近代日本の進路は大きな転換点を
迎えることとなりました



●平成23年度の国の常時啓発予算について

昨年11月15日に行われました行政刷新会議の事業再仕分けにおきまして、明るい選挙推進費については、一昨年の事業仕分け第1弾の評価結果（廃止）の確実な実施との評価結果が出されましたが、同時に、「常時啓発は重要であり、ボランティアの活動をつぶしてはならない」ことも確認されたところです。

これを踏まえ、昨年12月24日に閣議決定されました国の来年度予算案におきましては、「常時啓発活動の推進に要する経費」として、①常時啓発調査研究費（4,541千円）、②常時啓発ボランティア活動支援事業費（112,244千円）、③情報提供・受入事業（2,100千円）合計118,885千円が措置されました。このうち、①と③の事業は総務省において直接執行され、②の事業は当協会において委託事業として実施することが予定されております。

協会におきましては、この予算および他の財源を活用して、各地の明るい選挙推進運動の支援に努めてまいります。学習活動など常時啓発の中核をなす事業や地方からの要望が強い事業はできるだけ引き続き実施してまいります。今後とも当協会の運営につきまして引き続きご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●Japan Voters Network (JVN) の活動

協会は、投票率の向上、有権者教育と政治参加の促進など、同じような目標を持つ「日本版ボートマッチ開発ワーキンググループ」「模擬選挙推進ネットワーク」「学生団体ivote」「NPO法人ドットジェイビー」「NPO法人ライツ」「NGOリンカーン・フォーラム」「NPO法人ど・あっぷ!」「楽天政治LOVE JAPAN」「沖縄県明るい選挙推進青年会VOTE」「早稲田大学マニフェスト研究所」「未来は僕らの手の中プロジェクト」とともに、昨年6月、活動のプラットフォームとしてJVNを設けました。

月1回、協会会議室において勉強会を開催し、各団体の活動報告や、投票率の向上、有権者教育・政治参加の促進を図るための効果的手法等に関する意見交換を行っています。12月にはドイツの政治教育をテーマに、在京中の近藤孝弘・名古屋大学教育学部教授を講師にお招きしました。勉強会には当初メンバーの他に、「日本青年会議所日本の未来選出会議」、議員インターンシップなどを進める「日本学生会議所」なども参加しています。

公式サイトでは、「投票は人生をつくる Vote for your life♡」をキャッチフレーズに、各団体の活動紹介、各団体のイベント情報、賛同いただいた方々からのメッセージなどを掲載しています。<http://www.japanvoters.net/>

●統一地方選挙での投票参加の呼びかけ

今年4月10日（都道府県指定都市）と24日（市区町村）を投票日として、統一地方選挙が実施されます。前回の統一選において協会は、新聞広告、交通広告、インターネット広告、映画館広告、雑誌広告を用いて、投票日の周知と投票参加の呼びかけに努めました。今回の統一選については、平成22年度の国の予算において統一選の啓発経費は措置されなかったため、広告媒体を使用する呼びかけはできませんが、下記のような対応を予定しています。

- ①公式サイトに統一選特集ページを作成し、統一選に関する情報を提供する。
- ②3月中旬発行予定の「私たちの広場317号」の特集テーマを、統一地方選挙とする。
- ③選挙の事前学習教材として、啓発冊子「くらしの中の選挙」「明るい選挙推進ハンドブック」などを、選管の希望部数により作成、配布する。

編集後記

●特集のテーマは、4月に行われる統一地方選挙をにらんで「地方議会改革」です。平成19年1月に発行した292号では、「地方議会は、今」をタイトルに特集を組みました。当時は議会基本条例の導入が話題でしたが、4年が経って政策形成、事業評価などその多様化が図られています。廣瀬克哉、金井利之両教授に課題や全体像を論評いただき、併

せて6団体の改革事例を当該団体にご紹介いただきました。
●常時啓発活動は年間を通しての取り組みですが、今年度は7月に参議院選挙が行われたため、秋にたくさんの啓発イベントが実施された感があります。列島フラッシュではその一部をご紹介します。
●次号は、平成23年3月中旬に発行する予定です。

編集・発行 ●財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0076 東京都千代田区五番町14番地 国際中正会館7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780
〈ホームページ〉<http://www.akaruisenkkyo.or.jp/> 〈メールアドレス〉akaruisenkkyo@mua.biglobe.ne.jp

編集協力 ●株式会社 公職研

